

# 宇部市障害福祉プランの策定について

資料 4

## (第4期宇部市障害者福祉計画、第5期宇部市障害福祉計画)

宇部市障害福祉プランについては、障害者施策全般にかかる方針を定めた基本計画である「宇部市障害者福祉計画」と、障害福祉サービスの提供に関する具体的目標を定めた「宇部市障害福祉計画」をまとめたものですが、これらの計画期間が平成29年度で終了するため、次期計画の策定作業を行う必要があります。

また、児童福祉法の改正により、厚生労働大臣の定める基本指針に即して「障害児福祉計画」を定めることが必要となり、この計画は障害福祉計画と一体のものとして作成することができるとされています。

次期障害福祉プラン(障害者福祉計画並びに、障害児福祉計画を含めた障害福祉計画)について、今年度、新たな計画の策定を次のとおり進めます。

### 1 策定する計画と計画期間 ※障害者福祉計画と障害福祉計画の関係は別紙1参照

#### (1) 第4期宇部市障害者福祉計画

##### ア 位置づけ

障害者基本法第11条3項の規定に基づいて策定する障害者施策全般にかかる基本的な方針を定めた基本計画

##### イ 計画期間

平成30年度から平成35年度の6年間 ※別紙2参照

##### ウ その他

計画策定後、障害者基本法や総合支援法の改正等、国の動向を注視するとともに、第5次市総合計画の方向性も鑑み、必要に応じて計画の見直しを行います。

#### (2) 第5期宇部市障害福祉計画

##### ア 位置づけ

障害者総合支援法第88条第1項の規定に基づいて策定する障害福祉サービスの提供に関する具体的な体制づくりやサービスを確保するための方策などを定める計画。

障害児に関する事項は、児童福祉法第33条第19項の規定に基づいて策定する「第1期宇部市障害児福祉計画」と位置付け、通所、入所、相談支援等の提供体制を整備し、障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針を定める。

##### イ 計画期間

平成30年度から平成32年度の3年間 ※別紙2参照

### 2 計画の策定体制

障害者団体を含む市民との意見交換会(テーマ別4回実施)、事業所等からの意見聴取、意識調査(当事者アンケート、市民アンケート)により、市民意向を把握するとともに、計画審査会である「宇部市地域自立支援協議会」において計画(案)の検討を行い、計画策定を進めていきます。

計画の策定体制・・・別紙3

計画の策定スケジュール・・・別紙4

市民との意見交換会・・・別紙5